

プロポーザルの審査結果の公表

下記のとおり、プロポーザルの審査結果を公表します。

令和7年10月24日
大牟田市長 関 好孝
(総合政策課)

記

1. 件名

「大牟田市 ライティングによる岬町地区魅力創出事業」事業構想策定業務

2. 審査の方法

プロポーザル審査委員会により、提案書類及びプレゼンテーションに基づく提案を審査した。

プレゼンテーション実施日	令和7年10月22日
審査委員会開催日	令和7年10月22日
提案者	1事業者

3. 審査委員

職名	備考
総合政策課長	代表委員
総務課長	
広報課長	
庁舎整備担当課長	
土木管理課長	
土木建設課長	

4. 審査結果

提案者	合計得点 (600点満点)	順位
株式会社 松下美紀照明設計事務所	414点	1位 【最優先交渉権者】

5. 審査委員別採点結果

【評価基準と配点】

評価基準	配点
①ライティングの観点から、コンセプトとデザイン方針を踏まえた魅力的な空間デザインを提案できるか	30点
②器具の設置に対する安全対策を確保し、光の質の向上に配慮した提案となっているか	20点
③事故や犯罪防止につながる空間づくりとなっているか	10点
④導入から将来にわたるコストについて考慮されているか	20点
⑤事業構想策定にあたっての実施体制など	10点
⑥提案価格について適切であるか	10点

提案者	評価項目	審査委員番号						平均点
		1	2	3	4	5	6	
株式会社 松下美紀照明設計 事務所	1	24	24	20	22	22	20	
	2	14	14	14	12	16	12	
	3	8	6	8	6	8	6	
	4	8	10	8	10	8	10	
	5	8	8	6	8	8	6	
	6	10	10	10	10	10	10	
	合計	72	72	66	68	72	64	414

※審査委員番号は「3. 審査委員」の表の掲載順とは無関係である。

6. 評点の算出方法

- (1) 本プロポーザルの審査における最低基準点は、各審査員の評点の合計が360点とし、これを下回る者は交渉権者とはならない。
- (2) 審査項目6については、提出書類に基づく客観的な評価のため、審査員間で点数差は生じていない